

平成二十八年八月八日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一九一第四号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員仲里利信君提出辺野古海上請負業務に関する新たな疑惑の中で一社のみの見積もりで予定価格を設定し入札を実施したことの疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出辺野古海上請負業務に関する新たな疑惑の中で一社のみの見積もりで予定価格を設定し入札を実施したことの疑惑に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「「予算決算及び会計令第八十条第二項の規定」は「一社のみの見積もりで予定価格を設定してかまわない」との根拠規定になり得るのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、複数の業者から見積りを徴収することは、予定価格を決定するに当たり、参考になると考えられるところ、先の答弁書（平成二十八年五月二十七日内閣衆質一九〇第二七七号）十六及び十九についてでお答えしたとおり、防衛省において、見積りを三者に依頼したところであるが、二者から辞退の申出があり、結果として一者から提出を受けた見積りを考慮して、予定価格を決定したものであり、また、こうした予定価格の決定は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第八十条第二項に基づくものである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。